

令和 7 年（2025 年）2 月

道内のサーモン養殖事業関係者の皆様へ

北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課
水産局漁業管理課

外部からのサーモン養殖用種苗の導入に関する注意喚起について

近年、道内ではニジマス等のサーモン養殖が盛んに行われていますが、サケ科の魚類には持続的養殖生産確保法で規定する特定疾病のほか伝染性造血器壊死症（IHN）など養殖魚の大量死をもたらしかねない疾病があります。特に IHN は全国のニジマス養殖業で最も被害が大きい疾病となっており、種苗の外部からの導入による道内の養殖場での被害の拡大や天然のサケマス資源への影響が危惧されるところです。

道では、養殖水産動植物の疾病の発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合であっても早期に発見し、迅速にまん延防止措置を講じることが可能となるよう、養殖業者自らが日頃から実践すべき衛生管理の基本を示し、全ての関係者が一体となって水産防疫に取り組むことを目的に「北海道水産防疫対策実施要領」を定めているところですが、外部からのサーモン養殖用種苗の導入にあたっては、本要領の別記 2「北海道内の養殖場における衛生対策方法」の次の取扱いについて改めて留意されるようお願いいたします。

また、道内にはサケマス類の漁業権が設定されている河川・湖沼や、サケマスの捕獲・放流を行う増殖事業に関連する河川が多数ありますので、新たにサーモン養殖用種苗生産や海中生け簀での養殖を計画される事業者にあっては、事前に振興局産業振興部水産課（上川・空知総合振興局の場合は林務課）にご相談ください。

記

1 「北海道内の養殖場における衛生対策方法」における外部からの種苗等導入に係る基本的な取組み

- (1) 種苗を導入する場合は、導入元の管理状況（導入履歴、疾病の発生状況、衛生管理状況等）を確認してください。
- (2) 既に飼育している水産動物とは一定期間隔離（海面養殖の場合は区別）して飼育してください。
- (3) 導入種苗に係る次の事項を記録し、少なくとも 3 年間保管してください。
 - ・ 導入日時
 - ・ 導入元名、住所
 - ・ 動物種、成長段階（発眼卵、幼生、稚魚、幼魚、月齢など）、数量
 - ・ 水産動物の健康観察、飼育環境（飼育水温等）、消毒等の処置等
- (4) 異状が確認された場合、速やかに振興局産業振興部水産課（空知及び上川総合振興局においては林務課）又は道総研さけます・内水面水産試験場に連絡・相談してください。

2 配布資料

- (1) 北海道水産防疫対策実施要領 別記 2「北海道の養殖場における衛生対策方法」
- (2) リーフレット「伝染性造血器壊死症（IHN）にご注意ください！」
- (3) リーフレット「さけ・ます増殖とサーモン養殖を行う際のお願い」